

平成 2 8 年度  
第 1 回  
社会福祉法人専門家会議  
会 議 録

平成 2 8 年 6 月 2 8 日  
東京都福祉保健局

(午後 7時01分 開会)

新田指導調整課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成28年度第1回社会福祉法人専門家会議を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、夜の時間帯にもかかわらず、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の事務局を務めさせていただきます福祉保健局指導監査部指導調整課長の新田です。よろしくお願いいたします。

初めに、6月1日付で福祉保健局長から当会議の委員任命の発令がありました。

新たに加わっていただく委員は、お手元の委員名簿のとおりでございます。

御紹介させていただきますので、一言いただければと思います。

まず、社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉部長の竹内則夫委員でございます。

竹内委員 東京都社会福祉協議会の竹内です。普段は区市町村の社会福祉協議会の運営の支援をしております。よろしくお願いいたします。

新田指導調整課長 続きまして、4月1日付で当局指導監査部長に異動がありましたので御紹介いたします。

松浦慎司でございます。

松浦指導監査部長 指導監査部長の松浦と申します。よろしくお願いいたします。

新しい社会福祉法人制度につきましては、この専門家会議でいただく御意見を参考に、取り組んでまいりたいと思いますので、ぜひ貴重な御意見を賜ればと思っております。よろしくお願いいたします。

新田指導調整課長 他の委員の皆様は継続でございますけれども、改めて委員長以下御紹介いたします。

まず、お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授の平岡公一委員長でございます。

平岡委員長 平岡でございます。よろしくお願いいたします。

新田指導調整課長 今井法律事務所で弁護士の今井克治委員でございますが、本日は欠席の御連絡をいただいております。

また、大光監査法人理事長で公認会計士の亀岡保夫委員でございますが、本日遅れております。

続きまして、明治学院大学社会学部社会福祉学科教授の茨木尚子委員でございます。

茨木委員 よろしく申し上げます。

新田指導調整課長 社会福祉法人マザアス理事長で、社会福祉法人東京都社会福祉協議会社会福祉法人協議会副会長の高原敏夫委員でございます。

高原委員 よろしく申し上げます。

新田指導調整課長 次に、オブザーバーといたしまして、区及び市から2名の方に出席いただいております。

世田谷区のオブザーバーに異動がありました。御紹介いたします。では一言お願いいたします。

世田谷区の保健福祉部、中里忍指導担当課長でございます。

中里世田谷区保健福祉部指導担当課長 世田谷区の指導担当課長、中里と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

新田指導調整課長 今年度も継続でお願いしております、八王子市福祉部、鈴木克彦指導監査課長でございます。

鈴木八王子市福祉部指導監査課長 鈴木です。引き続きよろしくお願いいたします。

新田指導調整課長 次に、本日配付資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしております資料は、お手元に座席表、本日の会議次第、社会福祉法人専門家会議委員名簿、社会福祉法人専門家会議設置要綱、資料1としまして、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について、資料2としまして、会計監査人非設置法人における財務規律の向上について、資料3社会福祉法人の財務や運営に関する情報の活用について、参考資料1「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」との関係、参考資料2会計監査の実施内容、参考資料3社会福祉法人における法人本部の状況、参考資料4都における社会福祉法人制度改革への対応スケジュール（予定）でございます。

資料の不足等ございませんでしょうか。

ただいま、大光監査法人理事長で公認会計士の亀岡保夫委員が御到着されました。よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきたいと思います。平岡委員長よろしくお願いいたします。

平岡委員長 委員長の平岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

では、初めに本会議、及び会議に係る資料及び議事録につきましては、社会福祉法人専門家会議設置要綱第7条に基づきまして、原則として非公開となっております。

ただし、委員長が認めるときは、会議並びに会議に係る資料及び議事録を公開することができるとなっておりますので、今回の議題については、公開とさせていただきます。皆様、御了承ください。

それでは、会議に入ります。

まず、次第2、報告事項について、事務局から説明があります。その後、皆様から御質問等を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局よろしくお願いいたします。

新田指導調整課長 それでは、資料1について御説明させていただきます。

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」についてということで、この6月1日に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長から通知がありました。その内容を都で取りまとめたものとなっております。

「地域における公益的な取組」につきましては、前回の27年度の第4回目の社会福祉法人専門家会議におきまして、議論をしたところですが、その具体的な内容につきまして、今回国から通知が出たものとなっております。

まず、資料に沿って御説明いたしますと、「地域における公益的な取組」の考え方ということで、(1)から(3)の全ての要件を満たす必要があるとされております。

(1)としまして、社会福祉事業または公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであることとされております。社会福祉法における公益事業とは、社会福祉と関連のない事業は該当しない。したがって、「地域における公益的な取組」は、社会福祉を目的とした福祉サービスとして提供される必要があるとされております。

下の点線の枠囲いの中に、その該当性を判断する際の参考という形で、何点が示しております。

御紹介いたしますと、例えば、当該法人の施設事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであって、「地域における公益的な取組」には該当しない。では、どういうものが該当するかということですが、地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベント、こういったものが該当するということです。

また、美化活動や防犯活動は、地域社会の構成員として行う活動であって、「地域における公益的な取組」には該当しない、そういった通知が出ております。

(2)といたしまして、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであることとされております。

福祉サービスを受ける者としては、心身の状況や家庭環境のほか、経済的な理由により支援を要する者が該当する。それで、(2)に該当性があるかどうかという判断の参考として、また点線の枠括弧の中にありますけれども、例えば、要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当するけれども、自ら移動することが容易な者に対する移動支援というものは該当しない。

子育て家族への交流の場の提供は該当するけれども、一般的に地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は該当しない。こういった例が示されております。

(3)といたしまして、無料または低額な料金で提供されることとあります。

これにつきましては、第2段落目の「したがって～」のところ、直接的な費用が発生する事業等を行う場合には、その費用を下回る料金を徴収して実施する事業、または料金を徴収せずに実施する事業などが該当するとあります。

また、既存の制度の対象となつて、公的な負担がある場合につきましても、「地域における広域的な取組」には該当しないとなっております。

以上が、「地域における公益的な取組」の考え方ということで、こういったものが該当するののかという点の例示となっております。

続きまして、裏面の2の、「地域における公益的な取組」実施の際の留意事項という

ことで、4点ほど示されております。

一つ目が、「地域における公益的な取組」と改正法第55条の2に規定する「地域公益事業」との関係についてということで、前回の会議でも紹介させていただいた資料を参考資料1としてお配りさせていただいております。第24条2項に規定する「地域における公益的な取組」と社会福祉充実計画の対象となる「地域公益事業」との関係ということで、通知によりこれが具体的に示されたものです。

「地域における公益的な取組」は、全ての法人の責務として規定したものであって、継続的に行われないものも含まれております。一方、第55条の2に規定する「地域公益事業」というものは、社会福祉充実残額を保有している法人が、社会福祉充実計画に位置づける事業として規定するものであって、公益事業に含まれる、そういった規定がなされております。

続きまして、(2)の定款上の取扱いについてということで、「地域における公益的な取組」のうち、継続的に行われるものではない取組については、従前どおり定款の変更を必要としないとされています。-

(3)の所轄庁の指導監督についてというところですが、「地域における公益的な取組」は、法人がその経営実態に応じて地域の福祉ニーズに対応するものであって、所轄庁は法人に対して特定の事業の実施を強制するなど、その自主性を阻害するような指導を行ってはならないとされております。

(4)その他といたしまして、第2段落目の「また～」のところですが、「地域における公益的な取組」については、各法人がそれぞれ主体的に実施することが求められるが、小規模な法人においては、単独で実施することが困難である場合については、複数の法人で連携し実施することも考えられる。その場合、各法人は、単に資金拠出するだけではなくて、その役員、職員が直接サービス提供にかかわるなど、実質的に事業等の実施主体となる必要があるとされております。単にお金を出すだけではなく、実質的にかかわる必要があるといった通知が出てきます。

資料の説明は以上となります。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、以上の御説明を受けて、この社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について、御意見をお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

竹内委員 委員長。

平岡委員長 どうぞ。

竹内委員 質問とかそういったものでもいいですか。「地域における公益的な取組」の関係ですが、今日の資料でわかりやすくよかったと思いますけども、法人さんからは第24条第2項の「地域における公益的な取組」と、第55条の2の「地域公益事業」の区別がつきにくいというお話があって、説明会などがあれば、よく説明していただき

たいというリクエストを受けておりますので、お願いできればと思っています。

また、厚労省の通知で、小規模の法人のことを指しているのかもしれませんが、複数法人で「地域における公益的な取組」を実施することも認める旨、書かれており、社会福祉充実計画を作成して実施する「地域公益事業」についても同様で、一緒に何かネットワークをつくりながら活動しても、事業を組んでもいいのでしょうかというお問い合わせがありましたので、そこら辺がどうなのかなということも私もわからなかったのであります。

もう一つは、地域のニーズを把握して、すき間のニーズとかそういったものに取り組んでいこうというお話があって、「地域公益事業」では地域協議会が設置されるというお話ですが、責務としてやりなさいと言われたときの「地域における公益的な取組」は、どういったことにニーズがあるのかといった疑問があるようです。でも、こういったことは、普段から社会福祉法人さん、施設の方々が実際に事業をされる中で、見えている部分も本当はあると思うのですね。御高齢の利用者の方と接していて、実はその息子さんがひきこもりであるとか、家族が持っているニーズについて、見えてはいるのだけでもなかなか気づかないということもあるのかなと思います。これは質問の中身ではないですが、そういう方たちにこういったことがすき間のニーズで、気づきがあればニーズというのは把握できるのですよという研修が必要かなと思うのですね。社会福祉協議会では、今、地域福祉コーディネーターとか生活困窮の取組があって、すき間の云々ということはよく言われてはおりますが、施設を運営している法人の場合には、そうした気づきを与える研修みたいなことが、例えば都の取組として行われればいいのかと思っていました。

すみません、長くなって。最後にもう一つだけ、今回いろいろと「地域における公益的な取組」云々ということ言われてきたことは、実際には施設、法人さんが、取り組まれてきた部分もあると思ってはいるのですね。ただ、そこら辺が私たち社協もそうなのかもしれませんが、それを十分に可視化して、お伝えするだけのノウハウができていなかった部分があるかと思えますから、そういったことを支援する、法人や施設が行っている取組を見せる、そういうことを支援するプログラムもあると本当はいいなというふうには思っているところです。以上です。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、事務局でお答えいただけることがありましたらお願いいたします。

新田指導調整課長 説明会についてはまだ日程等は決まっていないのですが、今後、これから出てくる、例えば評議員会の話ですとか、社会福祉充実計画の話もあると思いますので、そういうテーマも含めて、都として制度説明会を開催していきたいと思っています。

あと、4点目の取組のすき間を、気づきを与える取組というところだったのですけれども、それにつきましても、こういった形がいいのかというところは、これから検討し

ていく必要があると思いますが、法人が取り組んでいる事例の紹介ですとか、そうしたことは所轄庁でもできるのかなと思っております。

また、複数の法人が「地域公益事業」を行う場合、基本的な考え方は、この通知の「地域における公益的な取組」と同じだとは思いますが、ただ社会福祉充実計画にどう反映させるのかだとか、技術的な問題はあるのかなと思っております。事務局からは以上です。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。最初の「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」との関係がわかりにくいという点だったので、この参考資料1の図で、先ほど御説明いただいたのですが、大体こういう説明でよろしいのでしょうか。ありがとうございました。

それで、法人の方々への説明とか、指導ということになりますと、区市との関係も出てくるかと思いますが、中里課長あるいは鈴木課長から何かお気づきの点がありましたらお願いします。

鈴木八王子市福祉部指導監査課長 八王子市の鈴木です。法人さんのほうで、もう既に取り組んでいらっしゃるというお話がございます。八王子市で今、法人さんの現況報告書ですとか、法人調査書というものを取り寄せておりまして、法人調査書の中に地域での広域的な取組について記入をお願いしていただいているのですけれども、現在55法人がある中で、約3分の1の19法人から法人調査書の提出がございました。その中には、既に取り組んでいますという法人さんが7法人、まだ取り組んでいないというのが7法人、空欄で未回答のところは5法人ありました。

相談ですとか、そうした内容ですけれども、これから取り組もうとしている法人さんから、1件相談をいただいております。これは、地域交流のための居場所づくりのための集会所を開設したいということで、対象となるのがひとり暮らしの高齢者ですとか、認知症の高齢者あるいは障害児を対象としたいと考えていると。費用については、利用者負担を原則として考えていらっしゃるようですが、その法人さんは本市の所轄する法人さんではなかったもので、所轄庁さんのほうに御相談されるようにということでお願いしているところです。

ただ、先ほど申し上げました、既に取り組んでいる法人さんの取組の状況をちょっと見ますと、先ほど「地域における公益的な取組」と、「地域公益事業」といいますか、そこら辺の違いが難しいというお話もありましたけれども、やはり言葉が似ていますので、どうしてもその辺のギャップを国が法で通知している内容と一般の言葉の理解とで、ちょっとギャップがあるのかなと感じています。以上です。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。

世田谷区ではいかがでしょうか。

中里世田谷区保健福祉部指導担当課長 世田谷区ですけれども、6月上旬に社会福祉法人宛てに、第24条第2項に関する国からの通知を各法人に発出したのですが、今のと

ころ、問い合わせ・相談等は出てきておりません。世田谷区内に本部がある社会福祉法人は46法人ほどございますが、その46法人に対して世田谷区の社会福祉協議会が中心となりましてお声がけをしまして、6月7日に世田谷区の社会福祉法人の地域公益活動協議会という組織が発足しております。主には、この第24条第2項の関係というよりも、第55条を意識したものと考えておりますが、この第24条第2項も含めた活動をこの協議会で考えてやっていこうという形で発足しているという状況まで来ております。

課題と言えば、課題なのでしょうけれども、今、八王子の鈴木課長さんからもお話がありました、「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」が、何となく似ているようで、全く違うというところから、法人もどう取り組んでいったらいいのだろうという戸惑いは若干あるのではないかと感じております。地域のニーズを捉えてという取組ですから、社会福祉法に策定されている市町村の地域福祉計画や、高齢・障害・子供の各分野の計画との関係についても整理していく必要があるのではないかと考えております。

これは、第55条の2に関係するのですけれども、地域ニーズを把握する場ということで、地域協議会というものが示されております。こちらについても、国から具体的な通知が出ていないところですが、それらの計画との関係ということも考えていかなければいけないと思っております。

それと、世田谷区ではこの7月から地域包括ケアシステムによりまして、世田谷は一つの区を5地域に分けまして、さらにその下、27地区に分けて、地域包括ケアということで一つ取り組みを進めていくことになっております。この7月からそれが全地区の展開という形になっておりますので、そちらの中でも社会福祉法人の皆様方がどのような形で力を発揮していただけるかと、あるいは役割をこちらとしてどのような形でもっていただくといいかということを考えていく必要があろうかと思っております。世田谷では以上です。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。

今、区市の状況についてお話をいただきましたが、それに関して何か御意見等がございますか。よろしいでしょうか。

今の「地域における公益的な取組」に関する通知についてですが、高原委員から何かございますか。

高原委員 (1)の該当判断する際の参考というところに、祭りやイベントなど福祉の向上を目的とした活動ということ、それから利用者と住民との交流活動、これは該当しませんという二つの区分けがもう少し解説が必要かなと、そんな感じがいたします。

平岡委員長 確かに、ここはわかりにくいという声もあるのですけれども、どうでしょうか。このあたり、都としてはうまく整理できると判断されているのか。

新田指導調整課長 国の通知ということもあるので、都も所轄庁ですので、実際法人が



ら上がってきた場合に、これをもとにして、これはいい、悪いというところがどこまで言えるのかというところが実は課題としてございます。裏面の2ページの(3)の所轄庁の指導監督についてというところがありまして、基本は法人の自由な活動、自主的な活動に任せられるということもありますので、どこまで所轄庁が判断するのかというところは、第24条第2項のレベルではあるのではないかと考えています。もちろん、「地域公益事業」という形で実施するということになりますと、話は違うとは思いますが。

平岡委員長 はい、そうですね。基本的な原則はそういうことだと思いますが、先ほどの例の場合ですと、当該法人の施設事業の入所者・利用者と住民との交流活動というのは、なぜ法人事業の一環ということで該当しないのかということに関しては、これはどうなのでしょう。つまり、その施設のサービスの利用者に対する利益を図るものであるということで、そのサービスの提供の延長線上にあるということで、これは「地域における公益的な取組」ではないと。しかし、地域の障害者・高齢者の交流の機会をつくるというのは、新しいニーズへの対応ということだから、「地域における公益的な取組」に入ると。こういう趣旨でこの例が挙がっていると理解してよしいのかどうか。

新田指導調整課長 そうですね。一般的に、この通知はみんなそうだと思うのですが、平岡委員長がおっしゃるように、法人の本来事業の延長線でやるものなのか、それとも新たな取り組みとして、地域ニーズに応じてやるものなのかという違いによるところが大きいのかなと考えています。

(2)のグラウンドの利用についても、地域住民への開放は多くの法人で既に行われていますが、それを特定の子育て家族への支援ですとか、そういったものに位置づけて行う場合というのは、やはり「地域における公益的な取組」に該当するというところで、厳密にいうと、そのこの区分けはかなり難しい面はあると思うのですが、どういった意図で法人が取り組むかというところが重要ではないかと思っています。

平岡委員長 そうですね。社会福祉というものの意味合いを狭い意味での要援護者を対象にするというものから、全ての人々が生涯の中で直面する様々なニーズに対応するという方向に変わってきているので、特に援助が必要な人々を対象にしないと、社会福祉サービスと言えない。福祉サービスと言えないということになると、ちょっとどうなのかということはあると思いますが、ただ、ここのところは、かなり広く解釈できるようになっているところもあるかなと思うわけですね。

この(2)で、その日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであることがありますが、ですから、心身の状況や家族環境等のほか、経済的理由ということで、経済的な理由をあえて挙げていますが、「等」が入っておりますので、かなり幅広く解釈できる内容かとも考えています。

高原委員、いかがでしょうか。

高原委員 いずれにしても地域の住民との交流なのですよね。だから、その区分を、片方がよくて片方が悪いという、その区分けは非常に現場としては難しいと思います。だ

から、説明が必要かなと思います。

亀岡委員 亀岡でございます。聞いていて全くそのとおりだと思うのですが、資料を読ませていただいて、これはこのとおりかなと思うのですが、少し前の公益法人制度改革と一緒に、具体的に誰が判断をするのか、ある地域ではこれは大丈夫だけれども、ある地域ではこれは認めない、といった判断の明確な基準がなく、誰が判断するかということがないと、結局は最終的に意思決定をする人の裁量に任せられるという、よくない状況になるのかなと。制度ができるのであれば、その制度は誰が見ても明らかになる制度にしないとけません。それが今の公益法人の認定制度ということで、窮屈で使い勝手がよくない制度かもしれませんが、法律で認定基準を、公益性の原則は決まりました。以前はどちらかというと行政の裁量の中で公益性の有無が判断されていました。それはそれで悪い話ではないのですが、いい面と悪い面が両方あったと思うのですね。

これはそういうところに一步踏み込むような、福祉と公益の枠は、たまたま福祉はどっちかという制度で決まっており、公益は自由にやっていくということになると。その垣根というのは、私は本来なくていいようなぐらい、誰がやってもできるのだというようなものになっていくことが良いと思いますが、こういうふうに言葉で整理するのは簡単ですけども、実際に誰がどこで判断をするのか。そのことによって、社会福祉充実計画を作成する社会福祉法人が、善意でやっているにもかかわらず、結果的に不利益をこうむるようなことだけは避けていただきたいと、私は思います。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。非常に重要な論点だと思いますが、いかがでしょうか。

では、今いただいた御意見をもとに、都でもさらに検討していただいて、区市での法人の指導も含めて、適切な対応ができるように御配慮をいただければと思います。

それでは、報告事項につきましてはよろしいでしょうか。

では、議題に進みたいと思います。

議題の(1)社会福祉法人における財務規律の向上についてということで、事務局から御説明いただければと思います。

新田指導調整課長 それでは、資料2の御説明をしたいと思っております。

社会福祉法人における財務規律の向上についてということですが、昨年度の専門家の会議でも議論していただきまして、自己点検シートですとか、決算書確認シートという形で、法人自らの取組ということで今は検討しているところであります。

この資料2は、会計監査人非設置法人における財務規律の向上について、ということで、昨年度から法人自らの取組を促す仕組みを検討しておりますが、さらなる取組が必要なのではないかという観点からこの資料は作成しております。

左側の現状というところで、改めて会計監査人の設置の義務化について、その中身も含めて、国の社会保障審議会福祉部会の検討状況等がありますので、整理をしております。

会計監査人の設置義務につきましては、法第37条に特定社会福祉法人、その事業規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人のようですが、そうした特定社会福祉法人は、会計監査人を置かなければならないという規定があります。

会計監査の実施範囲や実施内容については、第17回目の社会保障審議会の福祉部会の資料で示されております。

例えば会計監査の実施範囲につきましては、法人単位の計算書類及びそれに附随する附属明細書の各項目とすることが適当であると。

必要に応じて拠点区分別の計算書類及び附属明細書についても確認対象となるとされております。

実際の会計監査の内容ですが、重点監査項目設定ということで、会計監査人は一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、計算書類等を対象として会計監査を実施する。

効率的・効果的な会計監査を実施するために、法人における業務を管理運営するための内部統制の仕組みについても監査を行うということで、これは参考資料の2のところに具体的な図が示されております。

1、2、3というステップで、法人内部の統制を確認した上で、会計書類や計算書類等を対象にした監査手続を実施して監査報告書を作成する、簡単に言ってしまうとそうした流れですが、内部統制の確認というところもあわせて行っていくということが資料では示されています。

会計監査に先立ち行われる予備調査では、社会福祉法人が会計監査に対応可能な内部統制が構築されているかの確認を行うとされています。

次に、会計監査人の設置義務がある法人の範囲ということで、先ほど特定社会法人と申し上げましたが、国の社会保障審議会福祉部会報告書によると、サービス活動収益であれば10億円以上、負債であれば20億円以上の法人が適当とされています。

ただ、第17回福祉部会においては会計士、法人双方にとって、会計監査人の導入は負担になるので、段階的な導入が望ましいのではないかという提案もあわせてされております。

右に行きまして、先ほど報告書でサービス活動10億以上の法人とありましたがけれども、都内で言いますと、約20%弱の法人が該当してくるという形になっております。

こういった形で会計監査人の導入が検討されておりますが、昨年度の議論にありましたように、会計監査人が設置されていない法人におきましても、公益性・非営利性に即して、財務規律を向上させていく必要がある。

国も同じように会計監査人非設置法人について、専門家の活用による財務会計に関する態勢整備に言及するなど、財務規律の向上が必要だと言っております。

続きまして、2の都の取組ということで、冒頭でも申し上げましたが、こうした法人の財務規律の確保のために、都としても取組を始めております。

一つ目が、自己点検シートを作成して、法人自ら確認できるようにということで、昨年度の専門家会議の資料としても配付いたしました。約110項目の項目からなるシートを作成して、法人自らやってもらうということで、平成29年度から法人に配布をして実施をしてもらう予定になっております。

この自己点検シートの簡易版である決算書確認シート、決算上必要な項目だけを抜き出した十数項目のものなのですけれども、これにつきましては、都の所管法人については先行して平成27年度決算から実施をしております。

もう一つの取組としまして、監事の役割が新制度では非常に重要になってくるということで、単に権限・責任・義務を伝えるだけではなくて、先ほどの自己点検シートの活用方法ですとか点検のポイント、そういったことを伝える説明会を今年度開催する予定となっております。

こうした取組を都として今年度始めていくわけですが、法人の内部統制・会計経理について、自己点検シートで確認できる仕組みは作りましたが、そこで課題が発生した場合には、確実に改善につなげていく必要があると。

ただ、あわせて、法人にとって自らの内部統制・会計経理に係る事務を適正に行うためのノウハウや専門知識が必要になると。確実に改善されていくためには専門知識とかノウハウが必要だということです。

参考資料3でお配りしておりますが、法人の本部の状況ということで、(1)と(2)は過去に実施したアンケートから抽出したものです。いわゆる法人の中で本部を設置している法人の割合ですが、1法人1施設の場合につきましては、法人本部があるというのが56.7%、1法人が複数の施設を運営している場合は74.3%ということで、割合が上がっていきます。

(2)に行きまして、法人本部を設置している法人のうち、本部専従職員がいる、いないというところで分けております。本部専従職員がいる法人は、1法人1施設の場合は36.1%、1法人多施設の場合は61.6%となっております。

その下、(3)、こちらも一部わかりにくいところがございますが、法人本部の職員のうち、常勤専従の職員が何人いるのかというところを示しております。これは平成27年4月1日現在の現況報告書からとっております。

法人本部職員が常勤の専従職員が0人だということで回答したところが、130法人ということで大部分となっております。都の所管法人ですので、数はトータルからは少なくなっておりますが、大部分のところは0人ということです。

(4)のところは、都の所管法人で本部常勤専従職員が0人の法人で、かつ兼務している常勤の職員がどれだけいるのかというところで、専従でも兼務でも本部の職員がいないということがほとんど。ではこのような法人ではどのように事務を回しているのかというと、施設の職員がかわりに事務をやっているケースがほとんどであるという状況がございます。

これは先ほどの資料2のところでは気がついた点を改善につなげていくためには、やはり、こういったところの機能強化というものも必要ではないかとも考えられます。

資料2の説明は以上でございます。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明を受けて、委員の皆様は御意見などを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

竹内委員 今、最後に御説明いただいた資料が、法人本部の状況についてということで、これに見られるとおりですが、今回の法改正に対応しようと思うと、法人本部機能の充実が必要になってくるわけなのですが、実際には法人本部に職員を専従で置ける体制にはないわけですね。特に法改正への対応は事務職員がやるわけですが、事務職員というのは施設の中でも孤独な職種で、なかなか施設の中でも助け合いが難しい職種だろうなと思っています。

また、もう一つ、私どもに御質問いただく内容も、経営というよりも日々の会計処理というか、仕分けをどうするかとか、そういったことについて御相談が多かったりするのですね。ということは、周りにいろいろ聞く関係がないから、そういうことを聞いてくるわけで、そこら辺がいろいろ相談できるには、ほかの施設の方とでもいいのですが、情報共有できる、交換できる場が必要だと思いますし、会計の問題に限らず、事務職の方は、ほかにも人事管理の問題とか、情報公開をどうするかとか、さまざまなことをやらなきゃいけないのですが、実はそういったことの研修の場というのはないのですね。事務職が恐らく研修で出てくるというのは大体会計研修ぐらいかな、人事労務になると施設長あたりが出てきますので、そうすると、やっぱり、こういうことをやってくれという情報が事務職員に対してはありませんから、そういう場を提供することが必要ではないかと考えています。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。

いかがでしょうか。

事務職員の方の研修の場も必要ではないかという御意見でした。そのほかいかがでしょうか。

先ほど職員体制のお話が出ましたが、また、違った観点で言いますと、内部統制や経理にかかる事務を適正に行うためのノウハウや専門知識がないということで、自己点検シートで課題が明らかになっても、なかなか改善できないということがあるのではないかと、問題もあるかと思えます。

一方では、施設の職員が会計を行っていても、適正にできている場合も当然あるかと思うのですが、課題があってもなかなか改善できないという法人の例というのも、これまでであったのではないかと思うのですが、亀岡委員からこのような点について御意見いただければと思います。

亀岡委員 はい、ありがとうございます。前回の会議で説明していただいた自己点検シ

ート、これは大変にいい内容かなと、思っております。

それと、今、お話がありましたとおり、私がいろいろ関係しているところにおいて、大事かと思っているのは、わからないときに手を挙げられる体制をつくっておくことかなと。先ほど竹内委員からもお話があったかもしれませんが、やはり東京都さんは大きな組織でございますから、いわゆる駆け込み寺じゃないですけど、そういうものがあったとしても良いのではないかと。国もいろいろなところで、中小の建設関係の企業など特に中小企業を対象にして、あと、それ以外の公益を含めた中小を対象にした、駆け込み寺の相談業みたいなことを今は立ち上げてやっておりますので、今回これだけ社会福祉法人制度が変わるときに、特に全国の中で見ても、私はもう東京都さんは断トツにすぐれていると思っておりますので、そういう人材もある程度そろえて、そうしたことをやっていただければと思います。

これはもしかしたら委託してもいいのかもわかりませんが、相談を聞くなかで、都内法人の置かれたレベルがどういったものが逆に実態がわかってくるし、一度相談をしてうまくいった、うまくいったというのは、相談をするまでわからなかった人が、ということです。わかったという人はまた手を挙げるのですね。そうすると、どんどんわかってくるし、逆に相談を受けた側が、それを一つのデータベースになって、さらに新しいいろいろな研修だとか、もしくはチェックリストをさらに変える、チェックリストでだめだった場合は、こうしたらいいですよというようなマニュアルです。別に形式だけをつくるという意味じゃないですけど、それはやっぱり実態を伴っていくことになっていくのかなと。現実的な話としてできるのかという課題もあります。ある程度の何年間計画でも結構ですから、やっていかれることが、それが一番地に足をつけたやり方かなと思います。

私も専門家ですから、聞かれたら答えますけど、それはやっぱり限られた範囲でございますので、そういうものをできたら、ホームページに掲載していただいたり、表現はよくないですけど、駆け込み寺みたいな、単に集めて研修だけということになると、これはやっぱりワнтаイムとか、何回かのチャンスで、それに入れた人はいいのですけど、それに入り切れなかったり、実際に問題が起こるとか悩みが起こるといのは、日常茶飯事の中で起こりますから、そのときに何か手を差し伸べられる。

先ほどの話でもございましたが、グループとしてつくっているというのもあると思うのですが、これも一つの方法ですけど、やっぱり、それはそのグループの中の範囲で限られてきますので、それも全ての東京都下のそういう社会福祉法人さんだったらあそこへ行けばいいんだというふうなところがあると、それも非常に行きやすい場所ですね、行きやすい場所というのは、地域的なというよりも垣根の低い、手を伸ばしやすいという、そういうのは、逆にこちらから手を差し伸べていくような雰囲気を出している、何でも相談に行けるようなところ、そういう何か組織体の機関みたいなものをつくられると、私は非常にいいのかなと思っております。その中には専門家等も入って一緒

に協力すればいいのかなと、こう思います。

平岡委員長 具体的な御提案もいただきましたが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

茨木委員 参考資料の3の(2)を見ると、法人の本部の職員が施設長や理事長を兼務しているケースがすごく多いと思うのですが、もちろん、こういう方たちが上から見て運営していくというのも大事なのですが、先ほどの公益的な取組というのは、割と現場の人たちが一番、そういうすき間とかはさまの支援、何が必要かというのを発見できる立場にいると思うので、やはり、本部が複数体制というか、そういった取り組みができるシステムというのが、すごく必要だと思っているのです。

大きい法人はそれができるし、スケールメリットを生かしているいろいろなことができると思うのですが、小さい法人ほどそれが難しいので、先ほどの共同でできるという話がありましたけれども、東京都は大きい法人と小さい法人の差があるので、中小の、特に小さい法人が何か共同でできる取組というのは、結構、都や区市の指導で具体的に、何かできるシステムというのを考えていただくと非常にいいのかなと思っています。

小さいところは小さいところなりにすごくいい活動をしているので、やはり守っていく必要があるのかなというふうに感じました。

以上です。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。専ら今、議題は財務規律に関する、この財務規律の向上という観点から、法人の機能を強化するということだったのですが、先ほどお話があった「地域における公益的な取組」の実施にあたって、法人としての企画、実施、管理能力を高めるということも重要ではないかという御指摘でもあったと思います。

いかがでしょうか。今までいただいた御意見について、都のほうで何か御説明いただけることはありますか。

新田指導調整課長 亀岡委員などから、駆け込み寺的なようなものがあるといいということで、確かに我々もいろいろな相談を法人から受けることもありますので、そういったものが蓄積できるような仕組みは必要かなと考えております。いただいた意見を踏まえて、都としてもどういった対応ができるのかということで、また考えていきたいと思っています。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。

そのほか、財務規律の向上に関して、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もう一つの議題に進めたいと思います。

社会福祉法人の財務や運営に関する情報の活用についてということですが、これについて資料の説明をお願いいたします。

新田指導調整課長 それでは、資料3について御説明いたします。

社会福祉法人の財務や運営に関する情報の活用についてということで、昨年度もこの件につきましては、法人の活動状況の収集・公表が平成29年4月から都道府県の責務となるということで、都としてどうした取組が必要なのかということで、財務分析の指標について御意見をいただいたところです。

これをさらに進めていきまして、財務分析という観点だけではなくて、法人や都民の方が社会福祉法人の活動状況を把握しやすい示し方、指標、そういったものがつくれるのかと、つくるにはどうすればいいのかということで御検討いただきたいということで、用意をした資料になっております。

御説明いたしますと、現状と都の取組ということで、先ほど御説明したように、29年4月から、区域内の社会福祉法人の活動状況等の調査・分析・公表が都の業務として規定されております。

新会計基準に基づく決算書が27年度から全法人で作成され、作成された決算書が28年度から提出されます。都は法施行に先駆けて、従来の法人単位の分析に加えまして、拠点区分単位での17項目の分析を行います。

さらに、平成29年4月からは法の施行によって、従前の現況報告書や計算書類に加えまして、附属明細書や報酬等の支給基準を記載した書類について、法人から所轄庁への届出が義務付けられるということで、こういった書類を活用して、都道府県が公表できるようなデータが増えてくるということです。

国も29年度からは、都道府県が収集した情報を基にデータベースの整備を行って、国民に情報提供を行うということを規定しております。

今後の取り組みということで、29年4月からの法施行に合わせまして、先ほど申し上げましたように、都民や法人にとって、法人運営の実態や、福祉サービスの実施状況がわかるような指標の検討を行う必要がある。

指標等の検討に当たりましては、社会福祉法人の透明性の向上を図っていきたいと考えています。社会福祉法人といっても一体何をやっているところか、なかなか都民の方に、御理解いただけていない部分も多いと思いますので、そういったところを明らかにしていくということで、指導検査に活用するだけでなく、都民に状況を知ってもらうという観点から指標を考えていきたいと思っています。

分析項目といたしましては、都内法人の実態や特徴を反映しているような分析項目はないものか。分析結果としては、都民や法人にとって利用しやすい情報かということで、例えば、平均値がいいのか、最大値がいいのかとか、幾つから幾つみたいな帯で示したほうがいいのかとか、様々な示し方があるのですけれども、一番利用しやすい情報というのは何かということです。

あと、忘れてはいけないのが一番下にある観点で、国が公認会計士協会に依頼して作成した施設指標というものがございます。この指標を都も用いる場合には比較ができるように、計算式をあわせるなど、整合性を図っていく必要があると考えています。



右に行きまして、では、具体的にどんな情報が考えられるのかということで、大きくは財務指標的なものと、そうでないものとに分けられますが、財務指標といたしましては、これは日本公認会計士協会の示している施設指標の中から拾っているものが多いのですが、例えば、利用者一人当たりのサービス活動費用、利用者一人当たりの人件費、利用者一人当たりのサービス活動収益、補助金事業収益比率、職員一人当たりの人件費、一人当たりの設備資産取得価格、固定資産老朽化率等々ですね。

非財務指標といたしましては、そもそも都内に社会福祉法人は幾つあるのか。所轄法人数と都所管法人数、区市所管法人数が幾つなのかとか、一法人当たりどれだけの数の社会福祉事業をやっているのか、どれぐらいの数の公益事業をやっているのか、どこの区市町村に施設が多いのか、一法人当たりの平均役員の報酬額はどれぐらいなのか、評議員の数は一法人当たりどれぐらいいるのか、こちらは都民の方も興味を持てるような指標、そうしたのもも収集して公表したらどうかということを考えています。

その下は、活動状況把握のイメージを示しております。これは昨年度もお話をさせていただきましたが、各所轄庁に計算書類等が出てきますので、都が区市から計算書類等をいただいて、まとめて分析をして公表をするという形で、都内で法人のデータを収集したいということがありますので、区市の協力を得てデータを収集していきたいという趣旨で書かせていただいております。

資料3の説明は以上となります。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。それでは、今の御説明について何か質問、御意見等ありましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

亀岡委員 ありがとうございました。大変重要な内容かと私も思っております。

私も、あるところで社会福祉法人さんのアンケートといいますかね、集計をしたことがあるのですが、今、お話をされたとおり、最後は国が吸い上げるという形になるのですが、国が吸い上げたものというのは、実は都道府県が吸い上げたものであると。都道府県が吸い上げたものというのは、実は区市が吸い上げたものがそのまま上がっていくと。途中の加工というのが余りないのですね。ですから、結局、国のレベルというのは区市のレベルを超えていないという、それでもって国が判断をするという、一步間違うとリスクが大変高いですね。

なんでリスクが高いかというと、結局、国は全体をよく理解して降ろしていきますけども、現場へ行けば行くほど理解されないまま、つまり右から左へ流していくと。そうすると、一番の現場は何も法人はわからない、一番きちっとしなくてはいけないところについてわかっていない法人さんは、言われたままの数字を上げていくというようなことが、実態としてあると感じたことがございました。

ですので、私が思いましたのは、この資料の2で右側の参考のほうで、サービス活動収益が10億以上というような法人さんは、全体でも880のうちの164ということ

ですから、それ以外のところについては、例えば、会計専門家が監事等につくことなども考えられますが、現実的にはなかなかそれできない法人さんも出てくるのかなと思います。

ですから、東京都さんとして、都としてこうやって分析のデータを上げるということになりますけども、そのもともとの考えが結局、区市にお願いをしていくということになりますので、一つは区市や法人に対して説明を丁寧にやっていただく必要があるということと、特に決算書を作成する現場の人たちが、どの数字を持っていったいいのかということ間違えると実態の異なるものが出てしまいます。この辺は従来から感じていますが、今後、お願いしたいなというのはあります。

それと重なることにはなりますが、いわゆる拠点区分の計算書類はつくったら、法人単位の計算書類はそれを集計するだけです。もっと言えば拠点区分の計算書類は拠点区分資金収支明細書又は拠点区分事業活動明細書を作成して、そこから作成する、という仕組みがありますが、分析も一緒であって、その分析を最初の段階でざっくりした分析ではなくて、できれば、より実態を表す分析を行っていただきたい。

なおかつ、言うまでもないですが、社会福祉法人さんは様々な事業を行っております。ですから、単純に合計するだけではなくて、事業別または規模別みたいなことを含めたことで、どの程度の分類までやるのかというのは、これは別の議論といたしまして、事業別の分類もなくて、例えば、措置も介護も一緒にしてしまうと、もうその数字がひとり歩きするだけです。そうすると、たとえば悪いですが東京の法人はこんなにお金を持っているという誤解を与えてしまうことになりかねません。

なぜ今、私がここでこういう話をしているかというと、そういうことを具体的に指導できるのは都道府県単位だと思うのですね、区市単位で対応を、といってもなかなか難しいので。正しい情報が出ない限り、幾ら情報開示をしても、それは有用な情報にはならないと思いますので、これは非常に力仕事で大変だと思いますが、仕組みをつくることをお願いしたいなと思っております。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。

いかがでしょうか、今の点については。

じゃあ、松浦委員、お願いします。

松浦委員 今のお話のとおり、事業別、規模別、その実態を表すということはおっしゃるとおりだと思いますので、分析するときには、より役に立つような形での分析ができるようにしていきたいと思っております。今後、検討させていただきます。

平岡委員長 はい、よろしいでしょうか。

それでは、そのほかの御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

そうですね、あと1点、非常に当たり前でテクニカルな部分でもあるのですが、先ほどおっしゃった、その平均というのがいいかどうかということも、ちょっと注意が必要で、この収益や報酬というのは、一部で非常に高額のものがあると、それに引きずられ

てその平均が高くなってしまふ。それが代表的な姿とは言えないということもあるかと思ひます。全体の分布を見て、どういふ表示の仕方が適切かということは検討していただく必要はあるかなと思ひました。

はい、その他はいかがでしようか。

亀岡委員 すみません、今の平均といふ話で参考になればと思ひのですが、公益法人制度改革の際に、小規模法人はどのいふ法人を小規模といふのか、大規模法人といふのはどのいふ法人を大規模といふのかといふことで、いろいろやろうと思ひました。

一つは、資産の財産状況を見ようと思ひました。ところが財産状況を見ると、もう御存じのとおり、社団はほとんど財産ってないのですね。ところが財団法人は財産がいっぱいあるわけですよ。そうすると財産が多いほうが大規模な法人であるかといふと、そんなことはなくて、社団法人もたくさんお金を集めてくる法人もあるので。今、何を私はお話ししたいかといふと、一つの決まったルールだけでは定められない。社会福祉法人さんにおいても、施設を中心とする法人さんもあるれば、そうではない法人さんもあります。規模の決め方、平均って何なのかといふところは、制度がどんどん変わって、資産がなくても事業ができるという法人さんもどんどんできてきますので、こうした状況を踏まえて平均といふのは何を指すのかといふことは御検討をいただければと。単純に平均をとるといふことは難しいのかなと、考えております。

平岡委員長 はい、ありがとうございます。

いかがでしようか。よろしいでしようか。

それでは、議題(1)と(2)、一通り御検討をいただきましたが、全体を通して何かお気づきの点などあれば、改めて御発言いただければと思ひますが、いかがでしようか。

はい、どうぞ。

高原委員 法人の監事の中に、いわゆる税理士さんか公認会計士さんが就任しているという法人が、どのくらいあるのかは掌握できているのでしょうか。今後の課題としては、その辺が非常に大事になってくるかと思ひますので。

岡本統括課長代理 すみません。税理士、公認会計士が監事に就任している法人の数といふのは集計できていません。

先ほど、分析の例として非財務指標がありました。そういった中で、今は法人さんからいただいてあります現況報告、それから、あと法人調査書であるとか、そういったところの財務指標を、検討項目として集めていきたいと思ひております。

平岡委員長 はい、ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、そのほか御意見、御発言、よろしければお願いいたします。

それでは、以上で予定していた議題は終了いたしました。次第の4、その他といふことで、事務局から参考資料4の説明などをお願いいたします。

新田指導調整課長 参考資料4で、都における社会福祉法人制度改革への対応スケジュー

ール、あくまでも予定ですけれども、御説明させていただきます。

国の動向、法人の対応、また、真ん中より少し上の専門家会議とございますが、記しております。

今回は第1回目の専門家会議を6月末に開催しましたが、第2回目を7月の下旬頃に開催したいと思っております。10月から12月にかけて第3回目、年度末にかけて第4回目以降と考えております。第4回目、第5回目、第6回目があるかというのは、国の検討の状況ですとか、そうしたところを踏まえながら考えていきたいと思っております。

参考までに、一番上にあります国の動向をお話しいたしますと、御存じのように、今、社会保障審議会福祉部会が今年度に入ってから2回ほど開かれておりまして、具体的な制度の中身について、検討がまだ続けられている状況になっています。

その検討結果を踏まえて、政省令、通知、ガイドライン等が示される予定になっておりますが、明確な時期というのは明らかになっていないというところはございます。

社会福祉法人の対応というところで下にありますが、一番大きなところで評議員の選定というところがありまして、評議員の選定方法について定款を変更していかなければいけないということで、今の考えとしては、10月以降に東京都に定款変更の申請を受け付けて、何とか頑張って年内に認可をいたしまして、年明けから法人が評議員の選定を始められるようになれば、ということを考えております。

それに合わせまして、制度の説明会ですとか、パンフレット等を作成したいと思っております。制度の説明会、最初の議題のところでございますが、8月から9月にかけて開催することを思っています。パンフレットというものを併せてつくって、10月の定款変更に関に合わせるような形で考えています。

評議員説明会につきましては、評議員が選任されなければ説明会も開けないということで、早くても1月から3月かなと考えています。

監事説明会につきましては、もう既に監事の方がいらっしゃるということで、10月から12月にかけて第1回目を開ければなと思っております。全ての法人を対象にするということで、今年度だけではやりきれないので、29年度も第2回目という形で評議員・監事について説明会を開催する予定になっています。

また、自己点検シートにつきましては、先ほど議題でも出しましたが、今年度中に作成しまして、10月から12月に予定をされております監事説明会で実際に物を示しまして、中身や具体的な活用方法について御案内できればと思っております。

その下の決算確認書シートにつきましては、都の法人につきましては先行して27年度決算から実施しております。

法人の活動状況の把握については、既に拠点区分単位の分析につきましては、昨年度の決算が提出されてきておりますので、それをこれから年末にかけて分析をして、年度内に公表していきたいと思っております。

そういった中で課題のある法人につきましては、先に抽出いたしまして指導等につなげていきたいと思っています。

一番後の社会福祉充実計画ですが、国の検討の進捗状況ではありますが、地域協議会の話もありましたが、やはり都としてどうやって計画承認をするのかというところについて、この専門家会議でも検討していきたいと思っています。第3回目、第4回目の会議がその検討に充てられると考えております。

簡単ですけども、スケジュールは以上となります。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。今の御説明について、何か御質問。

はい、どうぞ。

亀岡委員 間違いとかではないのですけれども、社会福祉法人の経営力強化事業の3の法人の活動状況の把握というところで、分析及び結果の公表という、この10月から12月のところで、財務諸表等の分析ということが、あと、ちょうど枠外に、1のところで財務諸表等の情報開示等々がございますけれども、これは平成28年4月1日施行とありますが、一応、社会福祉法人会計基準がちょうど省令化されて、従前の局長連名通知のときは財務諸表と呼んでいたのが、省令では計算書類に全部変わりましたのできたらそちらに合わせていただけると。前の局長通知は廃止になりましたので、ぜひ計算書類ということでもよろしく願います。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、そのほか御意見よろしいでしょうか。

それでは、本日は皆様からたくさん御意見をいただきまして、ありがとうございました。この夜遅い時間にお集まりいただくことになってしまい、大変恐縮でございました。

本日いただいた御意見は、次回以降の会議に反映させていただきます。

それでは、第1回社会福祉法人専門家会議はこれもちまして終了いたします。皆様お疲れさまでした。

事務局から連絡はございますか。

新田指導調整課長 では、連絡事項をお伝えさせていただきます。

先ほどのスケジュールでも御案内いたしましたが、第2回目の専門家会議を、1カ月後の7月下旬に開催したいと思っています。また、改めて事務局よりご連絡させていただきます。

本日の議事録につきましては、後日、事務局より各委員に送付させていただきますので、御確認をお願いいたします。配付いたしました書類につきましては、お持ち帰りいただけますので、よろしく願いをいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(午後 8時18分 閉会)